

案における修正箇所

部分を修正

序論

1 総合計画策定の趣旨

山武市は、加速する少子高齢化、逼迫した財政状況、多様化する市民ニーズへの対応など様々な課題から、地方自治体としての生き残りをかけ、平成18年3月27日に蓮沼村、松尾町、山武町及び成東町の4町村が合併して誕生しました。

今後の行政運営には、行政・市民・地域団体・企業・NPOなど多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、一体となって考え、行動することで、地域の課題を解決する『協治』によるまちづくりが必要となります。

誰もがしあわせを実感できる山武市の実現のため、『市民と行政が一緒になって山武市を創る協治のみちすじとしての総合計画』を地方自治法第2条第4項に基づき策定するものです。

2 総合計画の構成と期間

計画の構成

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

①「基本構想」

時流の変化や本市の現状を踏まえ、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、その実現に向けた基本施策（施策の大綱）などを明らかにする長期計画です。

②「基本計画」

基本構想に掲げる将来都市像を達成するために、施策の大綱に従い、社会情勢や財政状況等を勘案し、5年間で取り組むべき具体的施策を定めた中期計画です。今回は前期5か年の基本計画を策定します。

③「実施計画」

基本計画に示された具体的施策を効果的に実施するために、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度の事業計画、予算編成等の指針となる短期計画です。

実施計画は、3か年のローリング方式とし、毎年度進捗状況を把握し、また成果の評価を実施し計画の見直しを行います。

3 計画策定の背景

まちづくりを進めるにあたっては、社会をとりまく環境を正しく認識し、時代の変化に速やかに対応していくことが重要です。

以下に社会環境の変化と山武市の特性などをまとめました。

(1)社会環境の変化

①少子高齢化の進展

わが国では、高齢化が進展する一方で、少子化による人口減少の時代が始まっています。本格的な少子高齢社会を迎え、子どもを安心して生み育てられる環境や高齢者が健康で安心して暮らし、社会参加を通じてゆとりと生きがいを感じる事ができるまちづくりが求められています。

②環境問題の深刻化

人間の諸活動に伴うエネルギー消費の増大などにより、地球的な規模においてさまざまな環境問題が引き起こっています。

地球環境問題は人類共通の課題であり、経済産業活動から市民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠です。

市民、行政、事業所が一体となり環境負荷の少ない生活スタイルの実践が求められています。

③地方分権の進展

地方分権一括法の施行をきっかけとして、中央から地方へという地方分権の動きはより一層大きくなり、平成19年には、「地方政府」の確立のために、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」を目指す方向性が示されています。地方自治体は、今後、更に政策形成能力を高め「地方政府」「完全自治体」として自立しなければなりません。

また、多様化する市民ニーズや委譲される権限の受け入れにこたえるため、地方自治体の行財政能力の強化が必要とされています。

④市民主体のまちづくり

市民が主役のまちづくりには、従来の行政主導型から市民自らが主体となって地域自治に参画することが必要です。

そのため、行政は市民ニーズを的確に把握し、それを施策に反映させる一方で、積極的な情報公開、政策形成における市民参画を推進しなければなりません。

また、市民は地方自治の主権者として、自らの選択と責任に基づくまちづくりに積極的に参加するとともに、地域社会の一員として地域再生に取り組むことが求められます。

《大 綱》

高齢社会において市民だれもが生きがいを持って安心して暮すことが出来るように、市民の健康づくりの実践支援、疾病予防などを推進するとともに、健康増進体制の充実を図ります。

また、介護保険事業計画を円滑に実施し、高齢者保健福祉計画に基づく元気な高齢者育成に努めます。

人として、誰もが平等に生きる権利を実現するノーマライゼーションの理念のもとに自立支援に向けた障がい福祉を充実し、健全な子どもたちの育成、また近年急速に高まっている子育て支援の需要に対応する体制構築を図ります。

地域医療については、国の医療制度改革に大きく影響するものではありませんが、市民と行政が一体となり、最大限の努力をもって、市民のための医療体制の確立に努めます。

*ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ自然であるという考え方

○政策5 生涯を通じて人と人がふれあい共に学びあえるまちづくり (教育・文化の振興)

《課 題》

少子化、核家族化の進展に伴い、本来家庭でおこなうべきしつけなどの規範意識や倫理観を学ぶ場としての家庭の役割が希薄化していることから、「家庭教育力」を見直す必要があります。地域においては、同年齢や異年齢との交流を通じての人間関係を学ぶことや社会性を身に付けることが難しくなり、改めてコミュニティや連帯意識を醸成する必要があります。

学校における学力低下・いじめ・不登校問題、家庭における虐待等の問題も増加していることから、人権意識の高揚を図るとともに学校・家庭・地域が連携して本市の将来を担う子どもたちを育てなければなりません。

また、市民の一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを実感できるような学習の機会の確保や児童生徒の体力の低下、市民の健康づくり等スポーツに対する多様化したニーズにも対応しなければなりません。